

会津大学における履修科目の登録の上限に関する規程

平成22年4月1日規程第2号

(最終改正 2018年3月22日規程第15号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、会津大学履修規程第3条の2の規定に基づき、会津大学（「本学」という。）における履修科目の登録の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象科目)

第2条 履修登録単位の上限の対象となる授業科目（以下「対象科目」という。）は、本学で卒業の要件として履修する授業科目とする。ただし、学期授業期間外に集中講義として開講する授業科目及び卒業論文については、対象科目とはしない。

(履修登録単位の上限)

第3条 履修登録単位の上限は、1年間において56単位、前学期及び後学期においてそれぞれ28単位とする。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。